

先住民族の文化遺産の保護について

苑原 俊明

1. はじめに

アイヌ語および文化の伝承者である萱野茂氏はその自伝『アイヌの碑』のなかで、自宅にあった宗教儀礼の用具がある日紛失したことに大きなショックを受け、その後アイヌ民族の民具、文化財の収集活動に向かうことになったことを記している。

一方でオーストラリア、北部准州のウルル・カタジュタ国立公園は、地元のアナング族の土地であって1980年代に連邦政府から伝統的土地所有者に返還されたのち、国立公園として政府にリースされたものである。この土地は先住民族の聖地であるが、公園として訪問者に開放されている。そのためウルル（エアーズロック）に登る観光客が多いが、アナングの人たちは自分たちの聖地に登らないで、代わりにその文化を学ぶツアーに参加するよう求めている。

こうして、世界中の先住民族は自己のアイデンティティの維持・発展に不可欠の文化財なり聖地の保護と管理を主張している。

本報告では、先住民族の文化遺産の保護に関する国際的な動向につき、国連での原則・指針案の策定作業に焦点を当てて紹介、分析する。

2. 国連での先住民族の文化遺産に関する作業

2-1 国連での作業の展開

1990年国連の人権小委員会が、先住民族の文化財に対する所有について作業文書を出すように同委員会委員のエリカ＝イレーネ・ダエス氏に要請したのが作業の始まりだ。91年同委員会は、文化財の尊重のためにとられるべき措置について同じくダエス氏に調査・研究を依頼し、92年に親機関である国連人権委員会が同氏を先住民族の文化財保護に関する特別報告者に任命した。93年にその報告書がでる一方、それを検討した同年の小委員会先住民作業部会は、研究報告の延長を求めた。

94年に特別報告者の予備報告書が、95年に最終報告書が提出された。人権小委員会は報告者に補充報告の作成を要請し、96年補充報告書が提出された。同年小委員会は、特別報告者と国連の関係する専門機関およびWTO（世界貿易機関）とが専門家会合を開くよう要請した。97年小委員会は、95年の最終報告書に盛り込まれた文化遺産の保護に関する原則・指針案を検討するために、政府代表、国際機関、先住民族団体が出席するセミナーの開催を要請した。2000

年にセミナーが開かれ、のちにその報告書が出た。

一方、小委員会の先住民作業部会で検討されていた「先住民族の権利に関する国連宣言案」のなかでは知的所有権、文化の権利などに関する規定も置かれた。

そこで次には、これらの原則・指針案の関連規定を参照しながら、文化財の返還と聖地の保護に関する問題点を論ずる。

2-2 「文化遺産」の定義

一般的規定としては、2000年セミナー報告で、集団的な性格、言語、自然の利用、再発見をそれぞれ重視し、「作品」でなく「創造物」という用語を使うことが特徴的である。そして「遺産」の中身として、先住民族が行う、または先住民族に対する記録物、生物多様性に関する関連する知識、工夫、治療、自然および文化上の重要性のある聖地の保護などがあり、「遺産」というよりも先住民族の土地、自然環境を含めた独自のアイデンティティの保護という点からして「文化遺産」という用語を用いる。

3. 個別の問題領域

3-1 聖地の保護

原則・指針案からすると、聖地を含めた領土を先住民族がコントロールすること、「文化遺産」の立ち入りに関する関係民族の同意、保護の対象たる聖地の同定と保護のために政府が措置を講ずることと、観光活動に関する関係民族の承諾などが関係する。

97年の二風谷ダム判決では、アイヌ民族の「聖地」の破壊が違法と認定されたが、裁判所は一方で「代償措置」を取っていることで「事情判決」を下した。これは原則・指針案に照らしてどうか。

3-2 文化財の返還

原則・指針案からすると、文化財の返還、原状回復に関する規定、所有者の許可なしに取得した文化財の返還などに関する規定がある。これとの関連では、海外に散逸したアイヌ文化財の返還の問題がある。

4. 結語

以上の個別の問題領域と関連づけて先住民族の「文化遺産」の問題を分析した。判断の基準となる「原則・指針案」はいまだ法的拘束力を持っていないが、問題解決のための重要な指針を示しているので、将来の時点での国連による採択が望まれる。